

人間の習性を踏まえた政策アーキテクチャを考える

—自主・共同規制体制における啓発教育の在り方の再考—

○氏名 齋藤長行

Keywords : 政策アーキテクチャ、自主・共同規制、啓発教育、人間の習性、行動インサイト

1 目的

近年、オンライン上の偽・誤情報等の違法・有害情報が社会問題化している。政府は表現の自由への配慮、該当性判断の困難性、法的措置に対する懸念を踏まえ、民間の自主的取組を基本とする共同規制により対処しようとしている。その一方策として啓発教育が講じられている。利用者が自ら適切な行動・判断ができるのであれば、法規制による介入を回避することができるであろう。

一方、EU 加盟国においても共同規制体制を基に啓発教育政策が講じられている。しかし、デジタルサービス法や一般データ保護規則に見られるように、啓発政策だけに止まらず、一定の拘束力のある法的規制も講じられている。この様に、政策課題は同じだと言えども、両者の共同規制のアプローチには差異がある。なぜそのような違いが生ずるのかを明らかにする必要があるであろう。

2 方法

本研究では、EU の違法・有害情報対策に関連する法規に対して、人間の習性を糸口としてその内容分析を行う。それを基に、日本における自主規制の基本とする共同規制体制の課題を検討する。分析の対象とする法規は、デジタルサービス法（DSA）とする。DSA では、オンライン上の違法・有害情報に対する罰則力のある法規制を施行することにより、オンライン・プラットフォームにおける人権の尊重、信頼されるデジタルサービスの提供、オンラインにおける安全と保護を目指しており、利用者保護の立場から健全なオンライン市場形成が図られている。

3 結果

DSA では、SNS 等に投稿される偽情報、利用者の個人情報やプライバシーの保護、ダーク・パターン等に対する対策が、人間の習性を前提としてデフォルト設定やバイデザインによって講じられている。違法・有害情報対策は、情報通信政策の重要な政策課題であるが、その問題の根底には人間の習性という特質があり、効果的な政策を講じるためにはそのような習性を踏まえる必要がある[1]。制度的方策である法規制を施行することの困難性を踏まえると、非制度的な方策である啓発教育は自主規制を前提とする情報通信政策には有効な手立てと言えよう。しかし、人間は常に思慮深く考えて行動することはできず、むしろ直感的な行動が大多数を占めていることが指摘されている[2]。従って、EU の政策アーキテクチャは、啓発教育の限界を踏まえた設計であると言えよう。

4 結論

OECD の報告では、偽・誤情報に対する知識を有している者は、適切な判断ができる傾向にあることを示しつつも、バイアスの影響を回避できないことも指摘している[3]。非制度的方策である啓発教育は、法施行にかかる社会的コストを減らす効果はあるものの、人間の習性に対して十分に対処できるとは言えない。行動インサイトを踏まえ、政策アーキテクチャを再設計する必要がある。

【主要参考文献】

[1] Thaler, H. R. & Sunstein, R. C. (2018). *Nudge: The Final Edition*, Penguin Books, London, pp.1-384.

[2] Kahneman, D. (2011). *Thinking, Fast and Slow*, Farrar, Straus and Giroux, NY, pp.1-449.

[3] OECD. (2022). *Misinformation and disinformation: An international effort using behavioural science to tackle the spread of misinformation*, OECD Public Governance Policy Papers, pp.1-31.